

貸借対照表  
(平成29年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	[ 2,084,534 ]	流動負債	[ 1,695,946 ]
現金預金	59,553	支払手形	1,138,859
受取手形	227,892	短期借入金	190,000
売掛金	1,113,147	買掛金	328,365
仕掛品・在庫	91,447	未払金	27,119
短期貸付金	187,500	未払法人税等	990
未収入金	374,603	その他流動負債	10,611
仮払金	20,136		
その他流動資産	10,253	固定負債	[ 0 ]
		負債合計	1,695,946
固定資産	[ 78,663 ]	純 資 産 の 部	
(有形固定資産)	( 451 )	株主資本	[ 467,251 ]
工具器具・備品	451	(資本金)	( 180,000 )
(無形固定資産)	( 4,393 )	(資本剰余金)	( 130,000 )
(投資その他の資産)	( 73,819 )	資本準備金	130,000
投資有価証券	72,485	(利益剰余金)	( 157,251 )
その他投資等	1,334	その他利益剰余金	157,251
		繰越利益剰余金	157,251
		純資産合計	467,251
資産合計	2,163,197	負債純資産合計	2,163,197

(注1) 当期純利益・・・60,712千円

(注2) 記載金額・・・千円未満切り捨て表示

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっている。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっている。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上している。

無形固定資産

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

## (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

平成12年度より現退職引当金制度である中小企業退職金共済制度に加入し、平成12年3月末時点の過去勤務債務を100%計上済である。

## (4) 収益及び費用の計上基準

検収基準によっている。

## (5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行株式の数

普通株式 2,899株